

### 第3節 刑事手続への関与拡充への取組

#### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

##### (1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

###### 【施策番号104】

警察庁において、医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管に関する医療機関との連携の在り方等について、医療機関との間で証拠の採取・保管に必要な資機材の整備に向けた検討を行うなど、その取組を推進している。

##### (2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

###### 【施策番号105】

検察庁において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面などの交付を全国で実施している。

また、法務省・検察庁において、それらについて、会議や研修などの様々な機会を通じて検察官などへの周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めている。

##### (3) 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

###### 【施策番号106】

平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「刑事訴訟法」が一部改正され、裁判所から参加を許された犯罪被害者等が、原則として公判期日に出席できるとともに、一定の要件の下で証人の尋問や被告人に対する質問、意見の陳述ができる「被害者参加制度」(P33【相談先整理番号62】参照)が創設され(平成20年12月1日施行)、法務省・検察庁において、その円滑な運用に取り組んでいる。

さらに、第2次基本計画により、法務省において、犯罪被害者等が被害者参加制度を利

用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされたところ、公判期日等に出席した被害者参加人が日本司法支援センターから旅費、日当及び宿泊料の支給を受けられるようにすることを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」(平成25年法律第33号)が平成25年6月成立した(同年12月1日施行)(P36【相談先整理番号68】参照)。

##### (4) 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

###### 【施策番号107】

平成20年4月16日に成立した、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」により被害者参加人のための国選弁護制度が創設(「被害者参加制度」と同じく、同年12月1日施行)され、裁判所から参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であっても弁護士の援助を受けられるようになった。被害者参加人のための国選弁護制度の開始を受け、日本司法支援センターにおいて、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するなどの業務を行っており、その円滑な運用に取り組んでいる(P36【相談先整理番号69】参照)。

さらに、第2次基本計画により、法務省において、被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加人の資力要件の緩和について、被害者参加人の旅費と併せて検討を行うこととされたところ、被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生

計費等を勘案すべき期間を3月間から6月間に伸張することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することを内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律」(平成25年法律第33号)が平成25年6月成立した(同年12月1日施行)。

#### 資力要件の緩和



転載：政府広報オンライン

被害者参加人のための国選弁護制度においては、日本司法支援センターは、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保のほか、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に指名通知するなどの業務を行っている。平成26年1月現在、被害者参加弁護士契約弁護士は3,589人となっており、平成25年4月1日から平成26年1月末日までの国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数は322件385人であった。

#### 日本司法支援センターによる支援

業 務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度*
犯罪被害者支援業務						
国選被害者参加弁護士選定請求件数	29件 ※平成20年12月～	204件	231件	282件	302件	322件
国選被害者参加弁護士選定請求者数	32人 ※平成20年12月～	238人	299人	351人	401人	385人
被害者参加弁護士契約弁護士数	1,844人 平成21年4月現在	2,219人 平成22年4月現在	2,476人 平成23年4月現在	3,014人 平成24年4月現在	3,335人 平成25年4月現在	3,589人 平成26年1月現在

※平成25年度は、平成26年1月末現在の速報値である。

提供：法務省

#### (5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

##### 【施策番号108】

検察庁において、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(P75【施策番号117】参照)等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件が係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨の周知を図っている(P32【相談先整理番号60】参照)。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録(いわゆる確定記録)については、保管検察官の許可を得て誰でも閲覧することが可能であるが、その閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を

比較考慮して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、平成25年1月から同年12月までの間に、1,486件であった。

#### 公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
平成21年	1,383
平成22年	1,225
平成23年	1,311
平成24年	1,426
平成25年	1,486

(注)

1 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。

2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数の合計である。

提供：法務省

なお、不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書などの証拠については、裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じている。

また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書などを開示し、弾力的な運用に努めている。

さらに、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟などにおいて被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書などを開示している（P32【相談先整理番号61】参照）。

**(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実**

**【施策番号109】**

ア 法務省・検察庁において、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、適切な形で、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図ることを、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察官などへの周知に努めている。

**【施策番号110】**

イ 上記【施策番号109】参照

**(7) 国民に分かりやすい訴訟活動**

**【施策番号111】**

検察庁において、傍聴者などにも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフトなどを活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

**(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実**

**【施策番号112】**

P62【施策番号79】参照

**(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等**

**【施策番号113】**

法務省・検察庁において、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修などの様々な機会を通じて検察官などへの周知に努めている。

**(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底**

**【施策番号114】**

法務省・検察庁において、検察官に対し、会議や研修などの様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、少年審判の傍聴、記録の閲覧・謄写の制度、家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果などを通知する制度（P34【相談先整理番号63】参照）の周知を図っており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。また、これらの制度等について解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、周知を図っている（P75【施策番号117】参照）。

「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年）の実績

年次	意見聴取		記録の閲覧・謄写		審判結果などの通知	
	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数
平成21年	282	274	1,077	1,057	1,287	1,279
平成22年	278	267	966	946	1,239	1,231
平成23年	384	370	1,083	1,075	1,213	1,207
平成24年	401	380	1,264	1,236	1,435	1,424
平成25年	339	325	1,261	1,234	1,440	1,438

（注） 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

提供：法務省

## (11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

## 【施策番号115】

平成20年の少年法改正により、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度が導入されるとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されるなどしたことから、上記のとおり、法務省・検察庁においてこれらの制度の周知を図っている（P34【相談先整理番号63】、P74【施策番号114】参照）。

## 少年審判の傍聴の実施状況

年次	傍聴の対象となった事件数	傍聴を許可した事件数（人数）
平成21年	227	86（176）
平成22年	156	66（141）
平成23年	165	67（120）
平成24年	132	59（78）
平成25年	97	64（82）

(注) 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。  
2 平成21年の数値は、平成20年改正法の施行日である平成20年12月15日から同月31日までの数値を含む

提供：法務省

## (12) 日本司法支援センターによる支援

## 【施策番号116】

日本司法支援センターにおいて、国民への制度周知・広報の取組として、国民にとって見やすく、かつ分かりやすい表現を心掛けた犯罪被害者支援業務リーフレット（改訂版）、Q&Aリーフレット（「犯罪被害者支援Q&A」、「ドメスティックバイオレンス（DV）」）などの各種広報物（同センターホームページ「刊行物」：[http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/kankoubutsu/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/)）の発行、地方公共団体などに依頼して広報物を窓口に着せ置いてもらう、各団体の機関紙に同センターの紹介記事を掲載してもらうなど、関係機関・団体を通じた地道な広報活動を進めているほか、全国各地でテレビや新聞などのマスメディアを利用した広報を展開した。

今後も引き続き、日本司法支援センターにおける犯罪被害者等に対する援助制度についての周知・広報に努めていく。

## (13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

## 【施策番号117】

ア 法務省において、被害者参加制度や少年審判の傍聴制度など、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしている。また、同パンフレットは、法務省及び検察庁ホームページにも掲載している。

その他、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成しこれを全国の検察庁に配布して、犯罪被害者等に対する説明に利用しているほか、法務省ホームページ（YouTube法務省チャンネル）で配信している。

- ・法務省ホームページ：「犯罪被害者の方々へ」[http://www.moj.go.jp/keijil/keiji\\_keijil1.html](http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1.html)
- ・法務省チャンネル：DVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」<http://www.youtube.com/watch?v=IXmgyAoEM9E>

## 犯罪被害者の方々へ



提供：法務省

警察庁において、「被害者の手引」の内容を充実させている（P91【施策番号170】参照）。